

新集

1

古事記

王権と語り

日本文学研究資料新集

1

古事記

王権と語り

土井清民
—
編

有精堂

ISBN4-640-32528-2

——日本文学研究資料新集——

1 古 事 記・王権と語り

定価 3500 円

1986 年 7 月 10 日 初版発行

編 者 土 井 清 民

発行者 山 崎 誠

発行所 有精堂出版株式会社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-39

電話 03(291) 1521 (代)

振替口座 東京 9-40684

Printed in Japan ISBN4-640-30950-3 C 3391

『日本文学研究資料新集』（全三十巻）刊行に際して

日本文学の研究は、戦後四十余年を経て、隆盛に向かうかたわら、再検討と新しい方法への模索が様々に試みられております。情報化時代といわれる現在の状況のなかで、未来に開かれた日本文学研究を形成して行くためには、当然のことですが、従来の研究業績を正しく評価し、その基礎の上に新しい成果を積み重ねることを志向しなければなりません。小社ではそうした要請に答えて、『日本文学研究資料叢書』（全百巻）を刊行して、学界ならびに各方面から多大の御好評をいただきました。

右叢書は、既発表の研究論文のなかから、従来の研究に大きな意味を持っているもの、あるいは新しい可能性を開拓しているものなどを選択し、各時代・ジャンル・作家・作品ごとに論集として編集し、各研究分野の、基礎的・基本的な情報を、出来る限り有効に提供することを目標としたものです。こうした趣旨を継承しつつ、小社は新たにテーマ中心の論集として『日本文学研究資料新集』を刊行いたします。本集では各巻ごとにテーマを掲げ、より深く研究対象を掘り下げて、今後の研究の進路を導く羅針盤ともなることを切に念願しております。

今や国文学界においても、多数、多種の情報が、錯綜し、混乱して伝達され、情報の氾濫が真の学問的交流の支障をきたすかのごとくになっているようにさえ見えます。そうした錯綜の上に、膨大な著作・雑誌・紀要等が続々刊行され、それらのうちのいくつかは、入手しようとしても、往々図書館にさえ具備されていないといったような、種々の困難が重なり、学問の発展を阻害する壁として立ち塞がっているのが現状です。こうした状況の中で、真に学問的なコミュニケーションを確保するために、本集は効果的な役割を果たす決意で新たに刊行されるものです。

日本文学の研究者、特に未来に伸びようとする若い研究者に、本集の趣旨が理解され、支持されて、永続的な事業として継続刊行されていく力を与えて下さるように願ってやみません。

目次
■古事記・王権と語り

文学史上の『古事記』……………益田勝実・1

〈語り〉その表現と構造……………三浦佑之・11

——「ウケヒ神話」を通して——

神謡かみうた（神語り）と神話……………古橋信孝・23

——雷神の神婚幻想をめぐる——

日本神話の語りの方法……………小島瓊禮・37

古代文学における語り……………藤井貞和・45

——『古事記』の事例から——



古代王権の国土とその継承(一)……………都倉義孝・56

——『古事記』の構造に関連して——

古代王権の国土とその継承(二)・・・都倉義孝・70

——『古事記』の構造に関連して——

天之日矛の物語(一)・・・阪下圭八・84

天之日矛の物語(二)・・・阪下圭八・92

神武記の構想・・・菅野雅雄・104

——大和入り説話を中心として——

叛乱物語の一位相・・・山崎正之・113

——サホヒコ・サホヒメ物語を中心に——

古事記の作品的性格について・・・吉井巖・121

天孫降臨神話の論理構造・・・西條勉・129

記紀歌謡と説話・・・曾倉岑・141

古代歌謡におけるウタとカタリ・・・駒木敏・152

——神語歌形成への見わたし——

化外と神・・・武藤武美・165

——地方神話へ諏訪——

小碓命の物語・・・吉野裕・172

古代地名起源伝説の方法・・・三谷邦明・190

◇

日本神話と文字・・・神野志隆光・199

——『古事記』〈神代〉——

古事記上巻文脈論・・・西宮一民・206

古事記表現論・・・戸谷高明・223

古事記序文私見・・・金井清一・236

——稗田阿礼の誦習したもの——

◇

解説・・・土井清民・249

参考文献・・・坂本勝・257

◇

執筆者一覧・・・261

文学史上の『古事記』

益田 勝実

太安万侶墓の木片

一九七九年一月、奈良市此瀬町の茶畑で太安万侶の墓が発見された。安万侶の火葬骨は木櫃におさめて木炭柳でつつんであった。木櫃は、墓誌と密着したかたちで残っていた、長さ三五センチ、幅七・三センチの板状のものと、それからやや離れて検出された、長さ三一・五センチ、幅二・一センチ、厚さ一センチの棒状のもので、材質はいずれもコウヤマキと同定された。（奈良県立橿原考古学研究所編『太安万侶墓の調査』、一九七九年九月）

このことは、いわば当然といえは当然のことで、古墳から発掘される木棺でも、コウヤマキを使ったものが非常に多い。また、『日本書紀』のササノオノミコトの伝承の「一書に曰はく」のひとつに、ササノオがその子どもたちのために各種の有用樹木を作った、という話があり、よく知られている。

乃ち鬚髯を抜きて散つ。即ち杉に成る。又、胸の毛を抜き

散つ。是、櫓に成る。尻の毛は、是、被に成る。眉の毛は、是、櫓に成る。已に其の用あるべきものを定む。乃ち称して曰はく、「杉及び機櫓、此の両の樹は、以て浮宝とすべし。櫓は以て瑞宮を為る材にすべし。被は以て顕見蒼生の奥津棄戸に將ち臥さむ具にすべし。夫の歌ふべき八十木種、皆能く播し生う」とのたまふ。時に、素戔鳴尊の子を、号けて五十猛命と曰す。妹大屋津姫命。次に抓津姫命。凡て此の三の神、亦能く木種を分布す。

棺材はマキときまっていたのだから、こういう伝承もあるのだらう。記紀の伝承と八世紀初頭の社会のマキの使われ方とのあいだには、なんら背馳するところがない。ところが、『万葉集』の数多くの用例でわかるように、当時、「真木」と一般に呼ばれていた有用樹木は、ヒノキであり、スギであって、もう被のマキではなかった。日本語では、マ——と呼ばれるものは、その部門・品種の標準種と目されるもの、ときまっている。マニングンとい

う後世の言い方は、議論も多からうからいま迂回するとしても、

マミズ、マトリ（鷲）、マカネ（鉄）からマダイ・マイワシ……などと並べて考えると、コウヤマキ・イヌマキなどの被が樹木を代表するものと考えられていた時代が、過去にあったはずである。

奄美や沖縄の島々では、つい近頃までイヌマキが家屋の柱材として重んじられていた。本土の『万葉集』の時代にすでにヒノキやスギに奪われてしまっていた、「真木」の位置を維持してきていたともいえよう。スサノオの「尻の毛」で作られた被のマキは、船材や建材より低いものとしての棺材にふさわしいが、被のマキが顧落して棺材となったか、棺材こそ最高のものを使うべきだとする社会通念が、大塚・大船の時代を迎えて凋落したのかは、なお検討を要するだろう。

それはそれとして、日本の古代史は、八世紀初頭の記紀出現以前にも、多くのことがあり、われわれには推測しがたい過去の過去になっていたらしい。忘れ去られてしまった被のマキが日本の有用樹木の代表種であった時代のように……文学の歴史を考えていくときに、記紀以前の文学の過ぎ去って忘れられている歴史というものが、やはり、あるのではなからうか。

小川清彦の仕事

小川清彦というおなまえを掲げるけれども、小川氏のことはなにひとつ知らない。しかし、世の中には途方もなくすばらしい仕事をコッソツとやりとおす人もあるものだ、という畏敬の念をずっと抱いてきた。大陸の戦場から復員してきたものの、家は空襲

で焼かれ、どうしようもなく北九州で暮らしていたわたくしが、ふたたび東京へ出てきたのが一九四八年。『日本書紀』の紀年論がさかんだった時期だからだろう。その後の二、三年のうちのあたる日、神田の古本屋店頭で古雑誌のなかに挟まれていた、一冊のザラ紙孔版印刷の小冊子を見つけて求めた。それこそ何気なく、ふっとその気になって買った。白表紙に、それだけは活字で、『日本書紀の暦日に就て／第5稿／小川清彦』とあり、なかみは四八ページ。第一ページに、「昭和二十一年／第五稿／一九四八」とあるが、第一稿から第四稿までは世に出さず、四六年八月にはじめて孔版刷のこの冊子を出したように思われる。

筆者ハ昭和十五年（一九四〇）本問題ニ関スル一論文ヲ書上ゲタガ當時ノ環境ハソノ發表ヲ不可能トシタ。コノ環境ガ如何ナルモノデアツタカハ次ニ掲グル（タダ筆者ノ先輩某氏ヨリノ書簡ノ一節ヲマクト）当時京城大学教授デアツタ知友M君カラノ手簡ノ一節ガ雄弁ニ物語ルデアラウ。

御承知の如く只今は日本書紀の記事に聊かたりとも批判を加へ誤りなどといふときは或一派の人々より訴へられ奇禍にかかる懼れもこれあり候 印刷せざれば差支へあるまじけれども危きことはなさざるを賢とす（中略―益田。）

昭和十五年八月十四日

今ヤ久シキニ互リ全社会ヲ蔽フテ居タ暗雲ハ霧消シ去ラントシテ居ル。筆者ノ研究モ發表ヲ認メラレルヤウニナツタ。ソコデ今春以来新タニ概説ヲ書キ初メ今日マデニ数回稿ヲ更メタガ、モハヤ十分想モ熟スルニ到ツタト思ハレルノデ不取

敢茲ニ最後ノ稿ヲ書キ上ゲルコトニシタ次第デアル。(一部漢字を略字体にした―益田。)

という序説から、そう考えられる。

一九ページから四五ページまで、小川氏は、『日本書紀』が記す八九九の朔と閏月について、Carl Sebeokの月朔推算表と儀鳳曆(經朔)および元嘉曆による朔の計算値をビッシリと載せている。それは、氏が一九三八年に計算したものと記しているが、それに基づいてこういう結論を出したのだった。第一は、洪川(保井)春海の『日本長曆』以来、『日本書紀』の暦日は日本固有の曆法に拠るもの、とされているがそんなことはない、ということ。〔筆者ハ日本古代ノ文化ガ低級デアツテ日本固有曆法ナドトイフ不似合ナ物ノ存在シナカツタコトヲ固ク信ジ 日本紀ノ暦日ガ必ズヤ既知ノ曆法ニヨル後カラノ推算デアラウコトヲアハセ信ズル〕とある。第二は、『日本紀ノ暦日ハ神武以降五世紀ニ至ルマデノ分ガ儀鳳曆(經朔)ニヨリ推算サレ』ている、ということ。第三は、『ソノ後ノ分ハ元嘉曆ニヨツテ推算サレタ』ということ。

一九七八年一月に刊行された内田正男の『日本書紀暦日原典』は、小川清彦の冊子を付載し、その考え方をふまえてさらに充実させたもので、小川氏の仕事をはじめて活字にして世に紹介した功績は大きい。しかし、小川氏が定稿作成の過程での途中日時まで文中に挿入プリントしている、あのスゴイところが抜いてあるのだけが物足りない。いや、もう一言だけ付け加えさせてもらえば、小川氏の仕事全体を貫流する、『日本書紀』の暦日の虚偽造作性をあばく、烈しい気魄は、内田氏の大著には見られない。『書

紀』の暦日の背後にあるべき計算値はかくかくだ、とだけ淡々と報告している。平和な時代の科学だからそうあるべきだ、ということかもしれない。

小川清彦の手で明らかにされたことは、中国の曆法では元嘉曆よりも新しい、六六五(麟徳二)年から実用された儀鳳(麟徳)曆で、『書紀』の元嘉曆の計算を適用した以前の、もっと古いところが算出されている、ということであった。しかも、平朔法の元嘉曆の欠陥を補う定朔法に転じ、太陽の運行、二十四節氣の移りゆきをこまかく加味するところが、新しい儀鳳曆の特質であるのに、その儀鳳曆を定朔法でなく、平朔(經朔)法にして用いた、という不自然さ。

たとえば、『武烈紀』に、

元年の春三月の丁丑（ひのとうし）の朔 戊寅（ついでちのえとらのひ）に、春日娘子（かすがのいらつめ）を立てて皇后（きさき）とす。

とあるが、これは、中国ではじめて元嘉曆が行なわれた四五五(宋・元嘉二)年以後の、四九九年のことと想定して『書紀』の編年記事に組み込まれているのだから、元嘉曆の三月丁丑朔という計算をふまえている。また、『仁徳紀』の、

三十八年の春正月の癸（みづのとうり）酉（うし）の朔 戊寅（ついでちのえとらのひ）に、八田皇女（やへのひめ）を立てて皇后としたまふ。

の方は、三五〇年に擬しての編年であるから、元嘉曆以前で、正月癸酉朔は儀鳳曆平朔法による計算で算出してある。ところが、すでにふれたように、儀鳳曆は元嘉曆以後の曆法で、その平朔法を用いての施行が元嘉曆以前にあったとは、とうてい考えられない

い。元嘉暦以前になにかの暦があったとし、それは平朔法の元嘉暦以前だから、より高度な定朔法ではありえず、『書紀』の編者は、儀鳳暦の平朔法という擬古暦を仮想し、これを使用して記事を編年配列したのである。

ちなみに、『書紀』がわが国ではじめて元嘉暦に儀鳳暦を併用することになったとしているのは、六九〇（持統四）年であり、以後六九七（文武元）年までは併用期で、『続日本紀』が扱った同年八月以降は儀鳳暦だけが行なわれたと、現在考えられている。もちろん、定朔法である。だから、『日本書紀』の允恭天皇三十三年（中国で元嘉暦施行の前年、四四四年に比定されている。）以前の暦日には、文武朝以降、『書紀』編纂時に行なわれていた儀鳳暦の、ゆがんだ影が落ちていることになる。小川氏は、そのことをみごとに論証した。

『古事記』の年紀

最近必要に迫られて、宋代に編まれた類書『冊府元龜』千巻を、とにかくページだけはめくって一覧するという馬鹿げたことをした。その作業が気づかせてくれたことは、歴代の史書を解体、類纂しているこの書でも、年月日（日は干支が多い。）が記されているのは、ほとんど皇帝に関する記事ばかりだ、ということだった。その他の人の事績は年月どまりで、何日のこととはない。この心証を史書の列伝などを読み直して、ほぼ確かめえた。

皇帝に関してだけは起居注が作られ、行動が記録される。「隋開皇元年起居注 六巻」とか、「開元起居注 三千六百八十二巻」

とかは、みな日付入りの記録だろう。（『唐書』藝文志）それらをふまえて、「則天皇后実録 二十巻」とか、「開元実録 四十七巻」「玄宗実録 一百巻」とかの、皇帝ごとの一代記が編まれ、のちに王朝が替ると、『隋書』『旧唐書』『唐書』のような王朝史が作られた。いわば三段構えである。

日本の『文徳実録』とか『三代実録』なども、〈皇帝実録〉の意識にささえられているとすれば、六国史として『日本書紀』や『続日本紀』と同じ扱いをするだけでよいのかどうか。それはそれとしても、『日本書紀』は、そういう支配者の側の詳細な記録なしに、いきなり、王朝史の編年体の本紀にあたるものを造出しなければならなかった。編年配列のもとになる暦日をもつ記事を、八世紀初頭の時点で強引に加工作成したのである。

七二〇（養老四）年の『日本書紀』のそういう側面と対比すると、七二二（和銅五）年の『古事記』には、まず編年の要素がない。どの天皇の何年と何年になにがあった、という書かれ方はしていない。『古事記』に持ち込まれている時間的要素としては、ひとつは、歴代天皇の寿命、
凡そ此の神倭伊波礼^{ニギハヤヒ}毘古^{ヒコ}天皇の御年、^{ミトシ}宅伯參拾漆歳^{タチノキ}（神武）
のような記載がある。

記 紀

神武	百三十七歳	百二十七歳
綏靖	四十五歳	八十四歳

応神 一 百三十歳 百十歳

仁徳 八十三歳 記載なし

宣化 記載なし 七十三歳

欽明 記載なし 年若干

崇峻 記載なし 記載なし

推古 記載なし 七十五歳

太古のことは別としても、時代が下るにしたがつて伝承ないし記録が確実化し、記紀両書の記述が一致するような傾向を見せるか、という一向にそうではない。それぞれにいいかげんながら百何十歳まで生きたという神武や応神に対し、時代がくだればくだるほど天皇の寿命に関する記載を欠くようになる。

『古事記』の記事の時間的要素としては、もうひとつ、天皇の崩年月日があつて、これは崇神天皇以後しばしば出てくる。

天皇の御歳、もあまりむらまじやとせ 老佊もあまりむらまじやとせ 陸拾捌歳。戊寅の年の十二月に崩りましき。 (崇神)

この場合も、戊寅の年をどの戊寅の年とするかがむづかしいが、『書紀』とはもちろん合致しない。

記

応神 甲午の年九月九日 四十一年(庚午) 二月甲午

仁徳 丁卯の年八月十五日 八十七年(己亥) 正月戊子

朔癸卯(十六日)

宣化 一記載なし

四年(己未) 二月乙酉朔甲

欽明 記載なし

年(十日) 三十二年(辛卯) 四月戊寅 朔某日

崇峻 壬子の年十一月十三日 五年(壬子) 十一月癸卯朔

乙巳(三日)

推古 戊子の年三月十五日癸丑 三十六年(戊子) 三月丁未

朔癸丑(七日)

六世紀の宣化・欽明の頃についても、天皇の崩年月日の公的な一致した見解を、八世紀初頭の政府はもっていない。六世紀最末・七世紀前半の崇峻・推古の頃についても、天皇の崩年月はよく一致するけれども、日についてはそうではない。律令国家体制に転じていく前夜の歴史については、八世紀初頭の大和朝廷内部では、この程度の把握のしかたであった。もう中国の文字をよく駆使しうる人たちはいたはずだが、律令国家以前の段階までは、史的記録に関しては、〈無文字社会〉的であり、『日本書紀』の編纂時には、それらの時期の伝承や断片的記録に強引に暦日を貼りつけ、編年史的記述を創出したけれども、それはずいぶん無理をあえてしたことだった。

まさかといふかられるようなことを、ひとつ掲げると、『書紀』は、

二十九年の春二月の己丑つちのとうしの朔癸巳みづのとうみ(五日)に、半夜に麻戸あさか豊聡耳皇子命、斑鳩宮に薨りましぬ。

というが、法隆寺の「釈迦三尊光背裏陰刻銘」に、

法興元年、歳次辛巳（推古二十九年）十二月に太后（聖德太子の母、間人皇后）崩りたまふ。明年正月廿二日、上宮法皇枕病、食を念はず。王后（膳妃）また労疾を以つて並に床に着きたもう。……二月廿一日癸酉、王后即世したまい、翌日法皇登遐したもう。……（高田良俊編『法隆寺銘文集成』上巻）

これは、「天寿国繡帳銘」などとも合致する。事実としては、推古三十年二月二十二日になくなった聖德太子は、『書紀』編纂者の手によって、前年二月五日に処理されてしまっている。七二〇年前後からの六二二年は、大和朝廷内部で、それぐらい朦朧としていたのだった。

無文字社会の歴史

『古事記』には編年史の要素がなく、なに天皇の代にはかくかくのことがあった、と年紀抜きで語られている。このことが、結局、『古事記』の性格を最もよくあらわしている。『古事記』下巻は推古天皇どまりで、太安万侶が『古事記』の述作に没頭していた七一一（和銅四・五）年との間には、その時の元明天皇を別にしても、舒明・皇極・孝徳・斉明・天智・天武・持統・文武、天皇にして八代の空白がある。『古事記』が序文にいうように、天武天皇が神田阿礼に誦み習わしめた「帝皇日繼及び先代旧辞」の再現、文字化に忠実で、その枠から出まいとしているとしても、舒明——天智の五代の空白である。天武天皇が自分が皇位を継承したことの正当性の主張を、阿礼に日繼と旧辞を誦み習わせた第

一目的としたとすれば、この最近世をどう歴史として把握するかが、最重要となったであろうが、必ずしもそのように短兵急な歴史づくりではなかったらしい。しかも、推古までと推古以後という認識が、前近代と近代のように一線を画しうるものであるらしいことも、無視出来ない。

さらに、下巻の仁賢・武烈・継体・安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻・推古の十代に関しては、前の天皇との系譜関係、宮はどこにあり、治世は何年か、后妃と子女はだれだれか、陵の所在は、という序文の「帝皇日繼」にあたる叙述から一步も出していない。「先代旧辞」にあたるものがない。この『古事記』における旧辞空白部分、六世紀が全く物語られていないことは、『古事記』について考えていく場合の問題中の問題であらう。

序文の伝える天武の意図、「朕聞く、諸家の賁る帝紀及び本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今の時に当りて、其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の経緯、王化の鴻基なり。故惟れ、帝紀を撰録し、旧辞を討覈して、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ」は、みごとに駢體体の文章で記されているが、その内容はみな口頭伝承としての帝紀・本辞に関するものである。「諸家の賁る」というのは、諸氏族で口伝えに伝えているの意であり、それらに対し、「帝紀を撰録し、旧辞を討覈し」といっても、やはり口頭伝承の内容で対抗し、統制していこうというのであって、それ以上ではない。もし、諸氏族が帝紀・本辞を記録、文献化して伝来しているのならば、「阿礼に勅語して帝皇日繼及び先代旧辞を誦み習は

しめしても、効果はありえない。

われわれは、『日本書紀』推古二十八年条の、「是歳、皇太子・
嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造、国造
百八十部并て公民等の本記を録す」のような知識をもって
おり、また天武天皇十年三月条の、「丙戌に、天皇、大極殿に
御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三
野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連
稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔
して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・
子首、親ら筆を執りて以て録す」のようなことがあったことも知
っているために、時代はすでに文字で歴史が書かれる段階に入っ
ている、ときめてかかっている。そのために、『古事記』の前史
としての天武天皇が阿礼に命じた誦習の意味を、なかなか素直に
受けとりえない。しかし、天武十年三月の「帝紀及び上古の諸
事」を記し定めたことも、継続事業として行なわれたものらしく
ないから、その日のうちに出来る程度のものにとどまったよう
に考えられる。天武天皇は、そういう国史への志向を明らかに抱
いている。一方、『古事記』序文のいうような、諸口伝に対し正
統口伝を樹立しようという考えも抱いていた、と見るべきであろ
う。この十年三月のできごとこそ阿礼の誦習した『古事記』の内
容となるものを選定したのだ、と見る考え方もあるが、それなら
ば後に太安万侶が阿礼の口伝によって『古事記』を造る必要はな
いはずである。天武の時代は口頭伝承と史書作成の歴史の潮合
いであり、後者の作業はまだ容易ではなく、前者の伝統はなお根強

かった、と見るべきであろう。

『古事記』が、「稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞」を撰録するに
あたって、「謹みて詔旨の随に、子細に採り摭」ったといってい
ても、もちろん、その口伝文字化に際して、安万侶の筆による変
容が加わることは、十分に考慮すべきだろう。それは口授筆記で
はなく、漢文体への翻訳でもあったから。しかし、ここまでふれ
てきたように『古事記』が無文字社会的な意識にささえられ、口
誦にのみ頼る歴史としての内容をもつということは、重要な『古
事記』理解のキイ・ポイントであろう。八年後の『日本書紀』出
現の必要性も、その出現によって『古事記』の影が薄れていく理
由も、みなこの点にある。現代のわれわれが『古事記』を重視す
る根拠も、皮肉なことに同じところにある。

よい喩えではあるまいが、いわば正調木曾節の口伝確立によっ
て訛伝木曾節の氾濫に対抗しようとするような、伝承統制の意図
が天武天皇にあったということは、世をあげて口頭伝承時代でな
くしては意味がない。そのことは、『日本書紀』に見られる「一書
に曰はく」の「一書」の問題とも関連してくる。もし、それらの
「一書」群が、天武朝にも、「諸家の賣る」ものとして存在した
とすれば、阿礼の口伝はそれらに対して影響しえない、むだごと
になるだろう。口伝は口伝とのみたのか、規制しうる。『書紀』
「一書」群の研究は今後微細に進めていく必要がある、用字・用
語の比較もなされなければならない。だが、それら「一書」の記
事のはほとんどは「神代紀」の範囲にとどまっている。すでに諸氏
族が伝承を文字化した文献を作っていたのか。『書紀』編

纂事業がはじまって、後世風にいえば撰国史所のメンバーが、諸家へ出かけて口伝を採録し、あのような「一書」群を作り上げたのか。わたくしは、どちらかといえば、後者の見方に傾いている。

それよりも、天武が諸氏族の口伝に対して正統口伝を樹立しようとしたことに、もっと執着して考えていきたい。安万侶の序文が、「諸家の賁る帝紀及び本辭」といふ言い方をしているのは、それが「神代紀」の範囲のことにとどまっていなかったことを示す。そして、そういう諸家の口伝が成長し流伝していたからには、それらが出来ていく道筋が考えられねばならない。近年、上山春平の主張する記紀神話における藤原不比等のイデオロギーの投影説が、諸方からの賛同をえているようであるけれども、『日本書紀』と『古事記』は区別して考察する必要がある、神話的伝承の形成はすべて即席にいくわけでもない。上山氏のいう「不比等のなもの」を重視するにしても、そういう面からの限定を加える必要があろう。

口頭伝承のかたちで歴史がとらえられるときには、「昔」が語られ、その語られ方のかたちが出来ていく。自分たちの時代は語られない。であるから、後代から見ると、かれらは「昔」ばかりを語っており、かれら自身のこととはスッポリ抜けている現象が生じる。天武が諸氏族の口伝を相手どるとき、天武のその時代の意識からのとらえ方がもちろん出てくるが、彼がはじめからひとつの正伝と信じるものを保持していたのではない。「旧辭を討覈し」とは、諸氏族の口伝を見くらべ、取捨選択するのであり、天武の「勅語の旧辭」は、当然、飛鳥朝の「天武的なもの」と、諸口伝

形成期の影とが共存することになっただろう。

もうひとつ大切なことは、口頭伝承というものは、時間が経過するにしたがつて、次々に前代のいつたえが生まれる、というようなものではないということがある。語り伝えるべき時代が過ぎ去り、後の世の人びとがその時代のことを語り伝えたくてたまらない、そういう気運なり風潮、もつといえは時代の人心の動向があつて、集中的に生まれてくる。伝承が盛んに語る時代と、さほど熱心には語らない時代とが、無文字社会にもある。

『古事記』という史書を文学作品として見ることは、すでに普遍化しており、内容から見ても妥当であらう。しかし、『古事記』を文学史上のできごととして見る場合、文字で書かれた『古事記』から文学史の考察をはじめ、それが突如ポツコリ出現したかに扱うのはいかがであらうか。文学の歴史としては、『古事記』以前にも文学的営為があり、それが『古事記』をも生み出してくるのでなくてはなるまい。『古事記』は口承の文学と文字の文学の接点に立っている。口頭伝承としての『古事記』に先立つものの影を、『古事記』のなかに見出すのでなければ、『古事記』は文献的事実として孤立する。

文学史的に『古事記』以前を探るときに、未開諸部族の口頭伝承に示唆を求める方法、南島の歌謡や儀礼に共通するものの残留を探する方法、『風土記』の記載などから『古事記』よりも古いと思われる文学的営為の姿を再現する方法など、いろいろなやりかたがあると思う。しかし、『古事記』に直接的な前段階の文学史的営為は、大和朝廷の貴族社会内部に探っていくのが筋である

う。『古事記』以前の、『古事記』をもあらしめた口頭伝承史の動向を考えてみる必要がある。

それ自身を『古事記』の伝承が語ろうとしていない六世紀こそ、過ぎ去った大王たちの世紀を盛んに回想し、大王の伝承をつぎつぎに生み出した時代であろう、とするわたくしの考え方は、そこから出ている。(益田『記紀歌謡』(日本詩人選・1)五世紀の大王たちについて、『古事記』はなにひとつ歴史的事実らしいことは語らない。しかし、応神の、仁徳の、皇位継承をめぐる物語、后妃や諸国から貢進された女性たちとの、愛をめぐる葛藤の物語を飽くことなくくりひろげている。それらの物語が歌謡を多くふくみ、歌謡の物語の形態に仕立てられていることも無視出来ない。ここでは、大王の世紀の事実が語られるのではない。後代が大王の時代を憧憬しつつ物語る、〈昔〉を語らずにはおれない心が結晶している。

口伝史の現在性

過ぎ去った時代があるイメージでとらえられるようにまとまってくるには、相当の時間がかかる。恋の英雄として一喜一憂する大王たちの歌謡物語がつぎつぎに作られると、伝承は、遅れて作られたものであっても、伝承の中で語られる時代へ進出し、その時代がそういう時代であったことになる。そして、安定する。大王をめぐる歌謡物語は、天武天皇以前に蔓延し、天武によって標準型が制定され、「勅語の旧辞」として稗田阿礼の誦習するところとなった。大王をめぐる恋のできごと、歌謡物語をもって、その

昔にあったこと、歴史としてとらえるということとは、文字で書く編年体の史書の觀念には遠いが、口ことばによる〈昔〉の伝承としては、むしろ、そういうものがあたりまえであろう。物語以外にどうして歴史がありえよう。語られる物語が歴史を教えてくれるのである。

同じ『古事記』の物語でも、そのなかに登場する歌謡に、ごていねいに、「此は志良宜歌なり」「此は夷振の上歌なり」というような、歌うときの曲名を注記したものがあつた。輕太子と同母妹輕大郎女の悲恋物語とか、哀祁命(顯宗)と平群臣志昆の恋の鞘当ての物語とかは、そうである。大王の伝承の歌謡にそういう曲名注記がないのと、たいそう違う。

輕太子が穴穗御子(安康)と対立して、大前小前宿禰という大臣の家に逃げ込み、穴穗の軍勢が取り囲んでいる場面など、

是に穴穗御子、軍を興して大前小前宿禰の家を囲みたまひき。尔に其の門に到りましし時、太く氷雨零りき。故、歌曰ひたまひしく、

大前 小前宿禰が 金門蔭 かく寄り来ね 雨立ち止めむ
とうたひたまひき。尔に其の大前小前宿禰、手を挙げ膝を打ち、俣ひかなで、歌ひ参来つ。其の歌に曰ひしく、

宮人の 脚結の子鈴 落ちにきと 宮人といふ 里人もゆめ

といひき。此の歌は宮人振なり。

と、雨宿りにかこつけて、歌いながら包囲軍の司令官穴穗が門に寄っていくと、内から大前小前宿禰が舞いかなでながら出てきて、

「脚絆の小鈴がとれて落ちたとお騒ぎじゃ」などと歌って、事態収拾の取り引きをする。これなど、のちのちも雅楽寮で歌った歌謡が、当時は簡単なドラマ仕立てになっていたものにちがいない。

これはおそらく天武朝にそう実演されていた、歌謡を中心とした歴史劇そのままが、天武の「勅語の旧辞」にとりこまれ、阿礼が誦み習うことになったものだろう。現に歌謡劇として演じられている歴史のできごとだから、それはまさしくあったことだ、と受けとるのも、文字以前の伝承世界の原則である。

これらの曲名つきの歌謡が、『書紀』で担い手の人物が変わるものがあるのは、天武朝から元明朝までの間の宮廷楽人のところでの変化を示すものかもしれないが、まだ詳しく考えていない。

それはともかく、天武天皇の眼前には、允恭の皇子たちや袁祁命らを物語る素朴な歌謡劇が現存し、より古い応神・仁徳ら大王を物語る伝承があった。大王の恋愛物語がつきつぎに作られて語られた時代のあとに、少し時代がくだった時代を素材にして、軽太子と穴穂御子の皇位継承の争いや、袁祁命と平群臣志毘の天皇家と大豪族の恋の確執の歌謡劇が出てくるのだけでも、六世紀から七世紀へかけてのそういう文学史的二段階が、あくまで現存の伝承として『古事記』を生み出す働きをする。物語られ歌われ、伝承として現在するから歴史のなかのできごととして信じられる、という口頭伝承の文学の歴史的存在形態を、『古事記』のかなたに見ることが出来ないだろうか。